

「横浜市契約規則」の一部改正について

1 目的

令和6年4月より電子入札システムの利用範囲の拡大や契約書の電子化を行うことに伴い、横浜市契約規則について必要な改正を行います。

2 改正を予定する規則

横浜市契約規則

3 主な改正概要

(1) 電子入札システムの利用範囲の拡大に伴う改正

ア 電子入札システムの処理対象に見積書の徴収を追加

現在、電子入札システムは入札書の徴収に関する事務を処理対象としていますが、新たに見積書の徴収も処理対象と定義します（第2条第1項第3号）。

イ 一部の見積書の徴収において電子証明書付きの電子署名の送信を不要化

第15条第3項において、電子入札システムによる入札書の徴収では、電子証明書付きの電子署名の送信が必要としていますが、同規定を随意契約へ準用している規定を改正し、一部の見積書の徴収ではこれを不要とします（第28条）。

(2) 契約書の電子化等に伴う改正

契約書の電子化等に伴い、本規則中、紙媒体による提出を想定しているものについて、「電子情報処理組織」を使用する方法によることができる旨を規定します（第108条）。

(3) その他

その他、関係規定の整理に伴い、入札保証金に代わる担保について本規則に規定する改正などを行います（第10条）。